

岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員募集要項

1 目的

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項及び第2項並びに岡崎市社会福祉審議会運営規程第4条の規定により設置する岡崎市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（以下「分科会」という。）に介護保険被保険者等の意見を反映させるため、委員を公募します。

2 活動内容

- (1) 市長の諮問に応じ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画の策定、変更その他老人保健福祉及び介護保険事業の運営に関する重要事項を調査審議します。
- (2) 1年あたり2～5回程度、平日昼間の会議開催を予定しています。

3 分科会の組織

- (1) 保健医療関係者、福祉関係者、学識経験のある者その他市長が必要と認める者
- (2) 委員は15人以内

4 任期

3年（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

5 報酬

岡崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年岡崎市条例第42号）に基づき、会議の出席に際し支払います。

6 募集人員

満40歳以上 2人以内

7 応募期間

令和6年2月1日（木）から同月29日（木）午後5時15分まで
（郵送の場合も応募期間最終日必着とします。）

8 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすかた

- (1) 市内在住のかた（令和6年2月1日現在、住民基本台帳に登録されていて、引き続き登録されているかた）
- (2) 令和6年4月1日現在、満40歳以上のかた
- (3) 岡崎市の附属機関等の委員を3以上兼ねることにならないかた

9 応募方法

所定の「応募用紙」に氏名、住所、生年月日、性別、職業、応募の動機などを記入し、「小論文」を添えて、長寿課へ直接、郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。（「応募用紙」及び「小論文」については、返却しません。）

10 小論文

- (1) 「岡崎市の高齢者福祉と介護保険」について、800字程度で御自身の考えをまとめてください。
- (2) 用紙の大きさはA4サイズとし、縦書き、横書きは問いません。
- (3) パソコンによる作成も可とします。
- (4) 手書きの場合は、インク又はボールペンを使用してください。
※ 消せるボールペン等の使用は不可

11 選考方法等

- (1) 第1次選考として、「小論文」の審査により4人以内を選考します。
- (2) 第2次選考として、「小論文」の審査により選考された方について、面接を実施します。これにより2人以内の委員を選考します。
- (3) 選考結果は、応募者全員に文書により通知します。

12 第2次選考（面接審査）実施予定日時

令和6年3月19日（火）午前10時～（1人あたり10分程度）

時間・場所等の詳細については、第1次選考結果通知で案内します。

13 提出先

〒444-8601 岡崎市役所 長寿課施策係（住所の記入は不要です。）

窓口：岡崎市役所 福祉会館1階19番窓口（十王町二丁目9番地）

電話：23-6149

FAX：23-6520

MAIL：choju@city.okazaki.lg.jp

14 その他

応募者につきましては、氏名、住所、性別、生年月日を住民基本台帳により確認させていただきます。